

【参考】本省令による改正後の鳥獣規則第六十五条、第六十六条

◎ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号） 抄

（傍線部は現行からの改正部分、網かけは「四月一日から五月二十八日まで」からの改正部分）

平成二十七年五月二十九日以降	平成二十七年四月一日から五月二十八日まで	現 行
<p>（狩猟者登録の申請等）</p> <p>第六十五条 法第五十六条第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可（<b>鳥獣の管理</b>の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであつて、登録都道府県知事の管轄する区域を対象とするものに限る。以下この項において同じ。）を受け、当該許可に係る捕獲等（以下この号及び次項第三号において「許可捕獲等」という。）をした者（申請前一年以内に、申請（以下この号及び次号において「今般の申請」という。）に係る狩猟者登録の対象となる狩猟期間の直近の狩猟期間についてこの号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第七号該当登録」という。）又は次号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号にお</p>	<p>（狩猟者登録の申請等）</p> <p>第六十五条 法第五十六条第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可（<b>鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであつて、登録都道府県知事の管轄する区域を対象とするものに限る。以下この項において同じ。）を受け、当該許可に係る捕獲等（以下この号及び次項第三号において「許可捕獲等」という。）をした者（申請前一年以内に、申請（以下この号及び次号において「今般の申請」という。）に係る狩猟者登録の対象となる狩猟期間の直近の狩猟期間についてこの号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号にお</b></p>	<p>（狩猟者登録の申請等）</p> <p>第六十五条 法第五十六条第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>（新設）</p>

て「直近期間の第八号該当登録」という。）を受けた場合にあつては、直近期間の第七号該当登録についての法第五十六条の申請書（以下この号及び次号において単に「申請書」という。）を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等をした者）である場合にあつては、その旨

八 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可を受けた者（法第十四条の二第九項の規定により法第九条第一項の許可を受けた者とみなされた者を含む。次号において同じ。）の従事者（法第九条第八項（法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により交付を受けた従事者証（以下この項及び次項において単に「従事者証」という。）に係る従事者であつて、次号に該当しないものに限る。次項第四号において同じ。）として、鳥獣の捕獲等に従事（以下この号において「許可捕獲等に従事」という。）した者（申請前一年

期間の第七号該当登録」という。）又は次号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第八号該当登録」という。）を受けた場合にあつては、直近期間の第七号該当登録についての法第五十六条の申請書（以下この号及び次号において単に「申請書」という。）を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等をした者）である場合にあつては、その旨

八 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可を受けた者の従事者（法第九条第八項の規定により交付を受けた従事者証（以下この項及び次項において単に「従事者証」という。）に係る従事者に限る。次項第四号において同じ。）として、鳥獣の捕獲等に従事（以下この号において「許可捕獲等に従事」という。）した者（申請前一年以内に、直近期間の第七号該当登録又は直近期間の第八号該当登録を受けた場合にあつては、直近期間の第七号該当登録についての申請書を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い

（新設）

以内に、直近期間の第七号該当登録又は直近期間の第八号該当登録を受けた場合にあつては、直近期間の第七号該当登録についての申請書を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等に従事した者）である場合にあつては、その旨

九 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、

かつ、申請前一年以内に、登録都道府県知事の管轄する区域内において、認定鳥獣捕獲等事業者（法第九条第一項の許可を受けた者に限る。）の従事者証に係る従事者として、当該認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業としてされた鳥獣の捕獲等に従事した者である場合にあつては、その旨

2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二 (略)

三 前項第七号の規定に該当する者にあつては、許可捕獲等に係る法第九条第七項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第九条第十三項の報告を記載した

方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等に従事した者）である場合にあつては、その旨

(新設)

2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二 (略)

三 前項第七号の規定に該当する者にあつては、許可捕獲等に係る法第九条第七項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第九条第十三項の報告を記載した書類又

2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二 (略)

(新設)

書類又はこれに準ずる書類

四 前項第八号の規定に該当する者にあつては、従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類

五 前項第九号の規定に該当する者にあつては、その捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証の写し、様式第十六の二により作成した証明書(当該認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書面をいう。)、申請前一年以内に登録都道府県知事の管轄する区域内において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及びこれに準ずる書面

3～8 (略)

9 法第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出し

はこれに準ずる書類

四 前項第八号の規定に該当する者にあつては、従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類

(新設)

3～8 (略)

9 法第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出して

(新設)

3～8 (略)

9 法第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出し

<p>て行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 狩猟者登録証又は狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情</p> <p>10～13 (略)</p> <p>(狩猟者登録の方法等)</p> <p>第六十六条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類、別、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号、第八号又は第九号の規定に該当する者であるか否かの別ごとに行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 登録都道府県知事は、法第五十七条第一項各号に掲げる事項のほか狩猟者登録の申請に係る狩猟免許を与えた都道府県知事名を登録するものとする。</p>	<p>て行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 狩猟者登録証若しくは狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情</p> <p>10～13 (略)</p> <p>(狩猟者登録の方法等)</p> <p>第六十六条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類、別、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者であるか否かの別ごとに行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 登録都道府県知事は、法第五十七条第一項に掲げる事項のほか狩猟者登録の申請に係る狩猟免許を行った都道府県知事名を登録するものとする。</p>	<p>て行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 狩猟者登録証若しくは狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情</p> <p>10～13 (略)</p> <p>(狩猟者登録の方法等)</p> <p>第六十六条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類及び狩猟をする場所の区別ごとに行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 登録都道府県知事は、法第五十七条第一項に掲げる事項のほか狩猟者登録の申請に係る狩猟免許を行った都道府県知事名を登録するものとする。</p>
---	---	--

【参考】本省令による改正後の環境省関係被害防止規則

◎ 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号） 抄

（傍線部は現行からの改正部分、網かけは「四月一日から五月二十八日まで」からの改正部分（※））

※第二条第二項の改正は整備省令第三条で措置。今回の省令の対象外。

<p>五月二十九日以降</p>	<p>四月一日から五月二十八日まで</p>	<p>現 行</p>
<p>（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）</p> <p>第一条 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第六条第一項の被害防止計画を作成したときは、法第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第七</p> <p>条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法</p>	<p>（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）</p> <p>第一条 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第六条第一項の被害防止計画を作成したときは、法第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第七</p> <p>条第一項中「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「</p>	<p>（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）</p> <p>第一条 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第六条第一項の被害防止計画を作成したときは、法第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第七</p> <p>条第一項中「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下</p>

律第三百二十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長」と、同条第三項、第七項、第八項、第十項から第十五項まで及び第十七項並びに第十三条及び第二十六条第二項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第1（表面）及び様式第2（表面）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第17備考4中「規則第六十五条第一項第七号、第八号又は第九号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合」とあるのは「規則第六十五条第一項第七号、第八号若しくは第九号の規定に該当する者又は対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けた場合」とする。

（対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）

鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長」と、同条第三項、第七項、第八項、第十項から第十五項まで及び第十七項並びに第十三条及び第二十六条第二項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第1（表面）及び様式第2（表面）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第17備考4中「規則第六十五条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合」とあるのは「規則第六十五条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けた場合」とする。

（対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）

「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長」と、同条第三項、第七項、第八項、第十項から第十五項まで及び第十七項並びに第十三条及び第二十六条第二項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第1（表面）及び様式第2（表面）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第17備考4中「表面の備考の欄には、」とあるのは「表面の備考の欄には、対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受けた者にあつてはその旨、」とする。

（対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）

第二条 前条に規定する場合において、法第九条第六項の規定に基づき市町村の長により指名され、又は任命された者（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）に係る施行規則第六十六条の規定の適用については、同条中「狩猟免許の種類、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号、第八号又は第九号の規定に該当する者であるか否かの別」とあるのは「狩猟免許の種類、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号、第八号若しくは第九号の規定に該当する者又は鳥獣被害防止特措法第九条第六項の規定により読み替えて適用する法第五十六条の対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」とする。

2 対象鳥獣捕獲員が前項の特例に係る狩猟者登録を申請する場合にあっては、登録都道府県知事に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十六条の申請書に加えて別記様式により作成した証明書（法第九条第六項の規定により対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町村の長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面をいう。）を提出しなければならない。

第二条 前条に規定する場合において、法第九条第六項の規定に基づき市町村の長により指名され、又は任命された者（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）に係る施行規則第六十六条の規定の適用については、同条中「狩猟免許の種類、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者であるか否かの別」とあるのは「狩猟免許の種類、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は鳥獣被害防止特措法第九条第六項の規定により読み替えて適用する法第五十六条の対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」とする。

2 対象鳥獣捕獲員が前項の特例に係る狩猟者登録を申請する場合にあっては、登録都道府県知事に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十六条の申請書に加えて別記様式により作成した証明書（法第九条第六項の規定により対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町村の長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面をいう。）を提出しなければならない。

第二条 前条に規定する場合において、法第九条第六項の規定に基づき市町村の長により指名され、又は任命された者（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）に係る施行規則第六十六条の規定の適用については、同条中「狩猟免許の種類及び狩猟をする場所の区別」とあるのは「狩猟免許の種類、狩猟をする場所の区別及び鳥獣被害防止特措法第九条第六項の規定により読み替えて適用する法第五十六条の対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」とする。

2 対象鳥獣捕獲員が前項の特例に係る狩猟者登録を申請する場合にあっては、登録都道府県知事に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十六条の申請書に加えて別記様式により作成した証明書（法第九条第六項の規定により対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町村の長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面をいう。）を提出しなければならない。

3

(略)

3

(略)

3

(略)